

「中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱」及び「中央区自治協議会の委員の公募に関する要領」の一部改正について

1 概要

「新潟市区自治協議会条例」及び「新潟市区自治協議会条例施行規則」が平成31年4月1日に改正されることに伴い、一部改正を行うものである。

2 関係条文の抜粋

(1) 新潟市区自治協議会条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するものうちから区長が推薦した者を委員として委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>区内の地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住する住民又は所在する自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。）及び区内の複数の地域コミュニティ協議会で構成された組織その他の市長が別に定める団体（次号において「地域コミュニティ協議会等」という。）がその構成員のうちから選出する者</u></p> <p>(2) <u>区内の公共的団体等（地域コミュニティ協議会等を除く。）が</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 委員は、区の区域内に住所を有する者（第1号又は第2号に該当する者にあつては、区の区域内に主たる事務所を有し、活動する団体が当該団体を代表する者として選出する者を含む。以下「区民等」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものうちから、市長が選任する。</u></p> <p>(1) <u>地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住し、又は所在する住民及び自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域の課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。）がその構成員のうちから選出する者</u></p> <p>(2) <u>公共的団体等（前号の地域コミュニティ協議会を除く。）がそ</u></p>

<p><u>その構成員のうちから選出する者</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者のほか、区内（区長が特に認める場合にあっては、市内）に住所を有する者で、区長が必要と認めたもの</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>の構成員のうちから選出する者</u></p> <p>(3) <u>学識経験者</u></p> <p>(4) <u>公募による者</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者</u></p> <p>3 <u>市長は、前項の規定による委員の選任に当たっては、委員の構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。</u></p>
---	--

(2) 新潟市区自治協議会条例施行規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(委員の推薦)</p> <p>第2条 <u>区長</u>は、条例第2条第2項の規定による区自治協議会の委員の<u>推薦</u>を当該区自治協議会の推薦により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。</p> <p>(推薦会議)</p> <p>第3条 前条の推薦を行うための組織として、区自治協議会に区自治協議会委員推薦会議（以下、「推薦会議」という。）を置く。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 推薦会議の運営その他必要な事項については、区自治協議会が定める。</p>	<p>(委員の推薦)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、条例第2条第2項の規定による区自治協議会の委員の<u>選任</u>を当該区自治協議会の推薦により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。</p> <p>(推薦会議)</p> <p>第4条 前条の推薦を行うための組織として、区自治協議会に区自治協議会委員推薦会議（以下、「推薦会議」という。）を置く。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 推薦会議の運営その他必要な事項については、区自治協議会が定める。</p>